

# 自由同和

大阪版

- 運動スローガン
1. 自由な論議の場を!
  2. 行政の主体性の確立
  3. エセ同和行為の排除

## No. 386

2019年(平成31年)4月25日発行  
 発行所: 自由同和大阪府本部事務局  
 堺市堺区宿屋町西1丁目2番22号 三徳ビル3F  
 電話(072)224-1111  
 発行人: 阪本孝義  
 定価一部500円 年間6000円(送料込み)  
 振込: 三菱UFJ銀行堺支店(普)0016138

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

# 中央本部理事会 4月12日(金)開催

## 自由同和会第34回全国大会

- 日時 令和元年5月23日(木) 午後2時~4時
- 場所 自由民主党本部 901会議室(9F)  
東京都千代田区永田町1-11-23
- 記念講演 テーマ/「近世政治起源説を問う」  
— エタ村の起源とその歴史 —  
講師/京都産業大学 文化学部教授 灘本昌久
- 参加費 3,000円(資料代含む)

中央本部理事会が午後一時より大阪ガーデンパレスに於いて開催され、第三十四回全国大会日程が五月二十三日(木)に決定しました。



## 平成31年度要望書への大阪市の回答(抜粋)

1 吉村洋文市長の同和問題早期解決に向けた決意を明らかにされたい。  
 市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課  
 同和問題に関して、差別投書やインターネット上での差別的な書き込みなど、悪質な差別事象が生じており、市民意識調査の結果を見ても、結婚や住宅の選択に際して忌避意識が依然として残っていることは認識しています。本市としても、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題をはじめとする、さまざまな人権課題の解決に向け、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪市人権行政推進計画~人権ナビゲーション~」に基づき人権啓発・教育や相談など、さまざまな取組みを推進しています。また、平成28(2016)年12月16日には「部落差別解消推進法」が公布施行されたところであり、国や大阪府と連携しながら、今後も引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

2-(2) 「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。  
 市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

本市においては、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざしており、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」「大阪市人権行政推進計画~人権ナビゲーション~」に基づき、さまざまな取組みを進めています。国に対しては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく、着実かつ効果的な人権教育・啓発の推進、「地域の実情に応じたきめ細かい啓発活動ができるよう、地方公共団体に対する財政支援のより一層の充実」及び「児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力等のほか、インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済等に関する法制の早期確立」などを大阪府や大阪府市長会等と連携し、要望しています。また、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を受け、同法に基づく国の施策等について、国の責務を踏まえた運用方針及び具体的な施策(相談体制の充実、教育・啓発、部落差別の実態にかかる調査)の内容の提示と財政措置についても要望しました。

2-(3) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の第6条に述べられている実態調査の実施に求めることは、地方公共団体が把握している部落差別の件数とその内容を国としてまとめることである。その認識の下、平成29年度に発生し、大阪市・大阪市教育委員会が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。  
 市民局 人権啓発・相談センター 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当

人権啓発・相談センターが把握している平成29(2017)年度の差別事象は103件で、その内訳は、同和問題をめぐる事象は24件、民族に関しては56件、障がい者に関しては15件、女性に関しては3件、その他5件となっています。同和問題に関する差別事象24件の内訳は、落書きが6件、電話が6件、投書が2件、発言が1件、ビラが1件、その他が8件となっています。このような事象は、今なお根深く存在する偏見や差別意識、忌避意識が顕在化したものであり、そういった状況を把握・分析し今後の課題を検討することが、啓発を推進するうえで非常に重要であると認識しています。教育委員会が把握している各学校園における平成29(2017)年度の同和問題に関する差別事象は、4件です。いずれも児童生徒の同和問題に関する十分な理解がない中での事象であり、各学校園においては、こうした事象をきっかけとして、教職員による共通理解、学級・学年の子どもたちへの指導等、迅速に対応し、同和問題に対する理解の充実と人権尊重の精神の涵養に努めているところです。今後も国からの指導・助言等に基づきながら、部落差別の解消に向けた教育及び啓発を進めてまいります。

2-(5)② 平成29年度の人権相談の窓口の実態を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。  
 市民局 人権啓発・相談センター

人権教育・啓発については、平成21(2009)年2月に策定した「大阪市人権行政推進計画~人権ナビゲーション~」に基づき「人権が尊重されるまち」へ導くための大きな原動力(エンジン)として継続的・総合的に推進し、また「人権相談・救済」は、人権侵害が起こったときの備え(エアバッグ)となるもので、さまざまな問題に迅速かつ柔軟に対応し、救済につなげていくこととしています。

人権啓発・相談センターにおいて専門的な知識を備えた専門相談員を配置し、相談者とともに解決方法を考え、適切なアドバイスを行うほか、相談内容に応じた専門の相談機関を紹介・連絡するなどの方法で、相談者の自主的解決を支援しています。また、市民の利便性向上のため、区役所等への出張相談も実施しています。

加えて、相談事象の早期救済につなげていくため大阪弁護士会との連携のもと、適時弁護士から法的助言を受けることのできる体制を構築しているところです。

平成29(2017)年度の課題別相談実績としては、3,987件の相談があり、相談内容として、障がいのある人に関する相談が多くなっています。

区役所においては、市民にとって身近な人権相談窓口を開設し、人権侵害をはじめとした様々な人権問題について、情報の提供と相談に応じています。

区における平成29(2017)年度の人権相談実績は73件あり、その内容としては、障がいのある人からの相談をはじめ、DV被害に関するもの、近隣トラブル等、様々な相談が寄せられており、人権に関する様々な課題が重なり合う場合の窓口としての役割も担っています。

本市といたしましても、相談窓口の市民への一層の周知、相談機関相互の連携強化、多様化する人権問題にも対応していくため、各区相談担当者への人権問題研修やケーススタディの実践を通じて職員のスキルアップを

図っています。  
 2-(6) 大阪市の就学前教育の実施と「大阪市保育・幼児教育センター」の事業内容を明らかにされたい。  
 教育委員会事務局 指導部 初等教育担当(幼稚園教育) 子ども青少年局 保育・幼児教育センター

一人ひとりの子どもが、人権に関する知識理解を深め、人権感覚を養い、自他の人権をまもり、発展させる実践力を育成する人権教育を推進するために、人権尊重の視点に立った学校教育を推進するとともに、家庭・地域と連携した取組を進めています。乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であることから、将来、子どもたちが自立し、その能力と可能性を十分に発揮できるよう、「生きる力」の基礎をはぐむ保育・教育の推進に努めています。「自尊感情」とともに「他者を大切にすること」や「自然や生命を大切にすること」を育てる中で「問題解決力」をはぐみ、一人ひとりの人権を大切にすることの保育・教育の充実を図っています。

大阪市保育・幼児教育センターでは、さまざまな就学前施設(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等)と連携しながら、幼児教育・保育に関する調査・研究を行うとともに、就学前施設職員を対象とした研修の実施、就学前教育カリキュラムの普及・啓発、保幼小連携・接続事業の推進等を行い、幼児教育・保育の質の向上を図っています。

2-(7) 小中一貫教育の現状と大阪市塾代助成事業の取り組みと現状制度の導入後の子ども達の変化等について明らかにされたい。  
 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 子ども青少年局 企画部 青少年課(子ども育成事業)

本市では、平成22(2010)年3月に「大阪市小中連携推進プラン」を策定し、各小・中学校が児童・生徒の義務教育9年間にわたる学びと育ちを豊かにしていくために、小・中学校が児童・生徒の発達段階に応じて、学習面や体力面などでの一人一人の教育的ニーズに効果的な教育に取り組むこととしています。

各校においては、各中学校区の実情に応じて、年度ごとに「小中連携アクションプラン」を作成します。これは、小中一貫教育の3つの柱「学力向上」「体力向上」「健全育成」の項目について、同じ中学校区の小学校と中学校が、小中連携推進会議等を開催し、当年度の中学校区の課題を明らかにしたうえで、次年度の取組内容を検討して作成するものです。各校ではこのアクションプランに基づいて、中学校区の実情に応じた小中一貫教育に取り組んでいるところです。

塾代助成事業は、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供することを目的として、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などの利用に係る経費を月額1万円を上限に助成するもので、市内在住の中学生の約5割(約29,500人)を助成対象として実施しております。本事業は、助成金が確実に学校外教育に消費されるように、参画事業者として事前に登録された学習塾等に「塾代助成カード」を提示することで助成が受けられるという仕組みとしており、平成30(2018)年9月現在のカード交付者数は18,571人、参画事業者数は2,624事業者となっております。

本事業導入後の子ども達の変化等については、本事業の効果についてアンケート調査による検証を実施しており、効果指標として「経済的負担の軽減」「中学生の個性や才能を伸ばす機会の提供」「学力や学習意欲の上」といった本事業の目的に沿った3つの指標を設定しております。

平成30(2018)年3月に実施した平成29(2017)年度に塾代助成カードの交付を受けていた生徒及びその保護者に対して行った調査の結果では、まず、経済的影響については、63.2%の保護者が「子どもの教育に役立つものへの支出を増やすことができた」、17.4%が「生活費への支出を増やすことができた」と回答しており、また、機会の提供に関しては、カード交付前は教室等を利用していなかった方の78.7%の方が、新たに教室等を利用した、カード交付前から教室等を利用していた方の48.6%が、受講科目等を増やせたと回答しております。さらに、学力や学習意欲に関しては、「学力が向上した」と実感している生徒の割合は66.7%で、「学習に対して前向きになった」と実感している生徒の割合は60.4%となっております。

以上より、子どもたちに学校外教育を受ける機会を平等に提供するとともに、学力や学習意欲の向上にも効果をあげ、事業の目的は一定達成できているものと認識しております。

2-(10) 団塊の世代の高齢化等により、高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のためにも、世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。また、死亡して数日かで見られる「孤立死」が増加していることから、地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。  
 また、高齢者の増加に伴い介護を必要とされる高齢者も増えており、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」に於いての介護疲れからネグレクトや悲惨な事件が起こっている。施設入所を希望しても特別養護老人ホームの数が足りていないのが現状である。介護施設の充実についても対処されたい。  
 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課・いきがい課・高齢施設課 生活福祉部 地域福祉課

本市では、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37(2025)年を見据え、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の深化・推進に向け、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、取組みを進めていきます。

また、地域住民の自主活動の場の提供を目的として、おおむね小学校区に1か所、地域高齢者活動拠点施設(老人憩の家)を設置するなど、地域住民のコミュニティづくりを支援しています。

見守り支援につきましては、平成27(2015)年4月より地域における見守りのネットワークを強化するために、各区社会福祉協議会に福祉専門職のワーカーを配置した「見守り相談室」を設置しています。見守り相談室では、要援護者に対して地域等への個人情報の提供に係る同意を確認し、要援護者を地域の見守り等につなぐとともに、行政と地域が保有する要援護者の情報を集約し、孤立死リスクの高い要援護者やセルフネグレクトの状態にある

方に対して、福祉専門職のワーカーがねばり強くアウトリーチを行い、関係部署、関係機関と連携し、必要な支援につなぐなど、地域の見守り活動の支援、強化に取り組んでいます。

また、ライフライン事業者等が日常業務の中で、孤立死につながるような異変を察知した場合は、区役所等へ連絡してもらうよう連携協定も締結しており、連絡があった時は、区役所と見守り相談室が連携し、安否確認を行うことにより、孤立死の未然防止に取り組んでいます。

本市では、3年毎に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しており、平成30(2018)年度～32(2020)年度までを計画期間とする現計画では、特別養護老人ホームの整備目標について、平成32年度目標の定員数を14,500人に設定しております。

平成30(2018)年11月現在、大阪市所管の特別養護老人ホームは151施設13,367人分が開設されており、今後とも、高齢者の方々のニーズや地域の実情を勘案しながら、計画的な整備に努めてまいります。

**2-(11) 旧同和地区の耐震化・老朽化による建て替えの考え方について明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにも、このような機会を契機に、民間事業等の力を活用するなど工夫を行い、福祉施設の導入や一部中堅所得者向けの特定賃貸住宅や UR 賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。**

都市整備局 住宅部 建設課
市営住宅については、老朽化が進み、建替えや改善等による更新が必要なストックが存在し、また、高齢化の進行によるコミュニティの沈滞化等も重要な課題となっており、平成28(2016)年3月に「大阪市市営住宅ストック総合活用計画」を策定したところです。

計画では、建替えを基本に、耐震改修や全面的改善などの手法を活用し、市営住宅ストックの計画的な更新を進めるとともに、予防保全の観点から計画的な改修を実施することとしております。

さらに、建替余地を活用して良質な民間住宅や生活利便施設、福祉施設等の導入を図り、周辺地域と一体となったまちづくりを進め、コミュニティの再生と地域のまちづくりへの貢献を図りながら、今後とも多くの市民の方々に支持される「市民住宅」の実現に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

**2-(12) 校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。**

教育委員会事務局 指導部 初等教育担当・中学校教育担当・高等学校教育担当・教育活動支援担当
「平成29(2017)年度全国学力・学習状況調査」の「教科に関する調査結果」から、「がんばりが見えたところ」は、国語について、小学校では「言語についての知識・理解・技能」、中学校では「読むこと」等でした。また、算数・数学では、小中学校とも「基礎的・基本的な知識・技能の定着」等でした。一方では、「努力を要する点」は、国語について、小学校では「目的や意図に応じ、必要な内容を整理して書くこと」、中学校では「表現の仕方について捉え、自分の考えを書くこと」等でした。また、算数・数学について、小学校では「日常生活の問題の解決のため解き方や考え方、判断の理由を数学的に表現すること」、中学校では「数学的な表現を用いて説明すること」等でした。

大阪市教育委員会では、平成29(2017)年3月に改訂しました「大阪市教育振興基本計画」に則り、学力向上に向け、「学校力UPベース事業(習熟度別少人数授業など個に応じた指導の充実)」「主体的・対話的で深い学びの推進」「理科教育の充実」「環境を守る意識の醸成」「放課後を活用した学習機会の支援」「教育活動のための時間の確保」「英語教育の強化」「ICTを活用した教育の推進」等に取り組んでおります。

全市の進路状況につきましては、高等学校等への進学率はここ数年高い率で安定しておりますが、進学後の中退者等の問題は依然として課題があります。これらの課題を克服するため、基礎学力、論理的思考能力を習得し、さまざまな情報をもとに自分の頭で考え、自己の判断と責任のもとに国際社会において力強く生きていける人間をはぐくむことに努めているところです。

また、生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、キャリア教育の充実を図るなど、計画的・継続的な進路指導の充実にも努めてまいります。高等学校では、中学校と連携を深めるとともに、中学生が「入りたい学校」を選択できるよう、多様な選択科目を設定するなど、特色ある学校づくりを進めています。また、入学後のガイダンス機能を充実させるとともに、系統的な進路指導やキャリア教育の充実にも努め、生徒の自己実現を図ってまいりますと考えております。

**2-(13) 低所得世帯やひとり親家庭の子どもへの貧困が問題になっており、働くひとり親家庭への支援制度があるのか。また、その制度の周知・啓発はどのようにしているのかを明らかにされたい。**

子ども青少年局 子育て支援部 子ども家庭課
本市では、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら働き、子どもたちがすやかに育つことができるよう、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、事業を実施しております。

働くひとり親家庭の方への支援としましては、ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施しており、残業等で一時的に保育や家事・介護を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、家庭生活支援員の居家で保育したりするなど、その生活を支援しております。さらに、自立のために必要な事由でやむを得ない場合は、利用時間数(月40時間を上限)を拡大し、家庭生活支援員の派遣を行っております。

保育所等の入所選考につきまして、就労されているひとり親世帯については選考に使用する保育利用調整基準の点数をより高く設定しております。さらに、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合等に、市内に居住する小学校就学前までの子どもを対象とした一時預かり事業や、病気の回復期で保育所などに通うことができないお子さんをお預かりする、病児・病後児保育事業を実施していますが、ひとり親世帯については所得に応じて利用料の減免を行っております。

また、転職やステップアップなど更に安定した就業のために、母子・父子福祉センター「愛光会館」におきまして、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業を実施し、就業相談から就業支援講習会、就職情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供しております。加えて、職業能力の開発の講座費用や修業期間中の生活支援のため、ひとり親家庭自立支援給付金事業を実施しております。

このようなひとり親家庭等の方が利用できる各種制度・事業について、一覧にまとめたリーフレットを作成しております。各区役所や関係機関にて配架するほか、児童扶養手当の証書や支給停止通知書を発送する際に同封し、ご家庭までお届けするようにしており、時間的余裕のない方にも各種制度を知っていただき、必要に応じてご利用いただけるよう周知に努めております。また、ホームページにも各種制度の掲載を行っており、今後も、ひとり親家庭支援施策の周知に努めてまいります。

**2-(14) 平成 29 年度に発生した幼児及び児童虐待の件数と年々増加している現状に係る課題と対策について明らかにされたい。また、大阪府や大阪府警との連携についても明らかにされたい。**

子ども青少年局 子ども相談センター・子育て支援部 子ども家庭課
大阪市における児童虐待にかかる相談・通告の件数は依然として高い数値で推移しておりますが、これは虐待防止への意識が広がり通告が増えていることも原因のひとつと考えております。昨今は子どもの面前でのDVが心理的虐待にあたるとして、警察等からの通告も増えている状況です。平成29(2017)年度の、大阪市子ども相談センター、南部子ども相談センターでの虐待対応件数は5,485件でした。

児童虐待対策については、これまで子ども相談センター(児童相談所)と各区保健福祉センター、地域の関係機関等の連携により、発生子防、早期発見・早期対応に取り組んでいるところでありますが、要保護児童をとりまく状況は、複雑・多様化しており、様々なケースへの対応にあたり、相談体制を充実し、相談の過程において児童虐待を予防し、個々の状況に応じた適切な支援につなげることが重要と考えております。平成30(2018)年7月には、市長をトップとする「大阪市児童虐待防止体制強化会議」を開催し、更なる児童虐待防止体制の強化に取り組んでおります。

子ども相談センター(児童相談所)では「児童虐待ホットライン」を設置し、24時間365日児童虐待相談に対応し、虐待の早期発見や支援に繋がる体制を整えています。加えて、施設等から家庭引取りとなる児童の家庭復帰支援体制を整備し、虐待の再発防止に努めているところです。また、増加する児童虐待相談に迅速に対応できるよう、平成28(2016)年10月2か所目の児童相談所を市内南部(平野区)に開設しました。今後、市内北部に3か所目の児童相談所設置に向け計画を進めてまいります。

また、各区においては、区要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図るよう取り組むとともに、こどもに関わる機関が連携し、情報交換や課題解決に向けた総合的な調整を行いながら、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする児童虐待事例に適切に対応できるよう支援体制の強化をすすめています。さらに、支援が必要な家庭を確実に把握するため、妊婦、子育て中の保護者に対する相談窓口の周知を行うとともに、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動にも取り組んでいるところです。

大阪府警とは平成29(2017)年2月に情報提供に関する協定書を締結し、虐待再発防止に向けて情報共有を行っています。大阪府とは、虐待を行った保護者へのグループカウンセリング事業や性加害治療プログラムの共

同実施を行っています。

**2-(15) 待機児童の現状と待機児童解消に向けた今後の対策について明らかにされたい。また、「認定こども園」へ移行後の現状と、待機児童解消の方策になっているのが明らかにされたい。**

子ども青少年局 保育施策部 保育企画課
本市の平成30(2018)年4月時点の待機児童は65人となっています。

本市では、待機児童解消を市政の最重要施策のひとつに位置づけ、保育所等の整備により、保育が必要なすべての児童の入所枠確保に努めております。また、待機児童解消のためには保育人材確保も重要であり、全国的に保育士不足が深刻な状況を踏まえ、各種の保育人材確保事業も実施しています。

市内の認定こども園数は、平成27(2015)年度では31施設、平成28(2016)年度では39施設、平成29(2017)年度では51 施設、平成30(2018)年4月時点で60施設と推移しています。

幼稚園が認定こども園に移行すると新たに保育枠が増えること等から、本市では幼稚園等からの認定こども園移行は、待機児童解消に効果的と考えております。そのため、幼稚園、保育所からの個別の相談に応じるほか、認定こども園制度等説明会を毎年開催するなど、認定こども園への移行促進に努めています。

**2-(16) 「いじめ防止対策推進法」が施行されて 5 年が経過したが、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの活用効果指導などによる子どもたちの変化等について明らかにするとともに、充実に努められたい。**

**子どもの生命や安全が損なわれるような事件や事故が発生している現状を鑑みて、安全確保により一層、力を入れていただきたい。**

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導) 子ども青少年局 子ども相談センター 教育相談担当
大阪市では、本市のこれまでの取組を踏まえ、「いじめ防止対策推進法」第12 条の規定に基づき策定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の主旨に沿いながら、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」を策定いたしました。

教育委員会としましては、本方針に基づき、「いじめを受けた子どもの救済と尊厳」を最優先し、いじめ問題への対策を進めるよう、各校への指導を徹底しております。また、平成29(2017)年度より、5 月の大型連休明けの最初の月曜日を「いじめについて考える日」と設定し、大阪市立小中学校においていじめ問題についての取組の充実に努めているところです。

子どもたちの安全確保の推進につきましては、各校において「学校安全計画」を策定し、計画的に安全教育を実施するなど安全管理に努めるよう指示しております。あわせて、「警備及び防災の計画」及び「学校安全管理マニュアル」を作成し、各校の実態に応じた安全管理体制の確立に取り組むよう指示しております。さらに、教育委員会事務局の指導部内に警察官経験者を配置し、各校園における安全確保のための助言を行っております。

また、各校園において、子どもの安全にかかる情報については、大阪府警察本部との連携のもと「安まちメール」を活用した情報配信を活用するとともに、地域の見守り隊、区役所の地域安全対策職員(安全パトロール隊)等との連携を一層強化し、地域全体で子どもを見守る体制の充実に努めております。さらに低学年の児童が犯罪の被害者になりやすいことから、各校園で所轄警察署や少年サポートセンター等と連携し、より具体的な状況や場面を想定した防犯教室等を実施するとともに、「通学路安全マップ」等を作成するなど、万が一の場合に対応するための指導の徹底を図っております。

今後とも、関係局や関係諸機関との連携・協力体制の充実に努め、子どもの安全確保、被害の未然防止に努めてまいります。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、平成30(2018)年度10名を拠点校に配置し、いじめ・不登校・児童虐待等の早期発見・対応へ効果的に活用できるよう、関係機関等とのネットワークを活用したり、多様な支援方法を用いたりする等、課題解決に向けて対応しています。各校園からの要請に応じた速やかな派遣相談・支援に努めており、児童生徒にとって適切な対応をチーム学校で取り組めるようケース会議を開催し、見立て、プランニング、実行へとつなげています。実際の取組では、問題行動の要因が子どもの性格や発達の問題ではなく養育環境に課題があることがわかり、保護者を関係機関につなぎ支援ができたことで、子どもが落ち着いて学校で生活ができるようになる等、好転した事例が報告されております。今後、さらなる支援と人材の確保を行い、その充実に努めてまいります。

スクールカウンセラーにつきましては、いじめや不登校等の子どもの問題行動の未然防止や早期発見、早期解決のために、平成30(2018)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置、派遣を行い、地域におけるカウンセリング機能の一層の充実を図っております。

**2-(18) 同和問題の早期解決のための総合調整機能の在り方と事業の必要性の把握の方策を明らかにされたい。**

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課
大阪市人権施策推進審議会の答申「今後の人権行政のあり方について」の中で、「人権行政を推進するための枠組み」として、「推進の中核を担う部署においては、従来の縦割りの弊害を克服し、総合調整機能を発揮しつつ、横断的な視点での人権擁護の解決に向け、企画・立案・計画を行うとともに、人権尊重の観点からの評価・検証を行い、状況に応じて施策の改善要請を行うなどの責務を果たす組織に充実・強化する必要がある。」としています。

本市ではこの答申をふまえ、市政運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、さまざまな人権課題に関する解決方策の検討を進めるため、全庁的な「大阪市人権行政推進本部」を設置し、全部局・区において人権尊重の視点からの取組みを進めており、今後とも全庁的な総合調整機能を果たせるように積極的に取り組んでまいります。

また、平成29(2017)年度に実施した「国勢調査を活用した実態把握」の結果を各所属で共有し、施策に反映するとともに、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、国が行う部落差別の実態に係る調査の結果を踏まえる必要があると考えております。

今後とも、「大阪市同和问题に関する有識者会議」の意見をお聴きし、その内容について「大阪市人権施策推進審議会」に報告するなど、同和问题の一日も早い解決に努めてまいります。

**2-(20) 学校における性的マイノリティについて、平成 28 年度 4 月に「性同一性障がいや性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（教職員向け）が配布されたが、理解不足の教職員が多いことから大阪市として教職員に対する研修等を徹底されたい。**

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当
教育センターでは、LGBTに関する理解や性的マイノリティの子どもたちへの理解を深めるため、教職員向け人権教育研修のテーマとして取り上げています。教職員地域研修や大阪市人権教育研究協議会、大阪市高等学校人権教育研究会の講演会等で、当事者の方からのお話を聞くなど、性的指向、性自認にかかわる多様な性についての教職員の正しい理解と認識を深める研修を行っています。

今後も引き続き性的マイノリティの子どもたちの人権が守られるよう、性的指向・性自認に関する理解を促進するための教職員への研修の充実を図ってまいります。

**2-(21) 学校教育の中で「道徳」が特別の教科として位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであると考える。平成 30 年度より小学校での「道徳」授業が行われているが、道徳心が培われ、いじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。**

教育委員会事務局 指導部 初等教育担当・中学校教育担当・教育活動支援担当
本市では学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として「特別の教科 道徳」が、平成30(2018)年度より小学校で、平成31(2019)年度より中学校で実施されるにあたり、小学校は昨年度、中学校は今年度教科用図書を採択いたしました。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが目標であると認識しています。

学習指導要領の改訂により、いじめ問題への対応(「相互理解・寛容」や「公正・公平・社会正義」等)の内容を充実させるとともに、発達段階をより一層踏まえた体系的なものへ改善されたことを踏まえ、子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性をはぐくむことを基本としながら、就学前教育では、規範意識を育成することに重点を置き、小学校以降では、道徳科を要として、教育活動全体を通じて行う道徳教育を充実させるよう学校の支援に努めてまいります。

道徳的諸価値としてされている内容項目には、多様なものの見方、差別や偏見のない社会の実現、国際理解、生命の尊重などが掲げられており、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次とりまとめ〕」に示されている内容と多くの共通点をもっています。教育委員会としましては、道徳科においても、取りあげる内容に応じた人権教育を進めてまいります。